資料３
平成 22 年 10 月 25 日

忠　岡　町
男女共同参画計画書
（案）

黄色マーカー部：保留箇所

目　次

第１章　計画策定の背景

１．計画策定の目的 2
２．計画策定の背景 2
３．計画の性格 4
４．計画の期間 4

第２章　男女を取り巻く環境

１．少子・高齢化の進行 6
２．家族・ライフスタイルの変化 7
３．経済・就業の状況 8
４．政策・方針決定過程への男女共同参画状況 9

第３章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念 11
２．計画の基本目標 12
３．計画の体系 14

第４章　施策展開

基本目標Ⅰ　男女共同参画の意識づくり 17
基本目標Ⅱ　男女がともに社会参画できる地域づくり 21
基本目標Ⅲ　男女の人権が尊重される社会づくり 23
基本目標Ⅳ　仕事や生活において男女がいきいきと過ごせる環境づくり 28
基本目標Ⅴ　男女共同参画の視点に立った福祉の充実 32

＜以下、今後作成予定＞＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

第５章　計画の推進体制

参考資料

・男女共同参画年表
・男女共同参画社会基本法
・忠岡町男女共同参画計画　策定経過
・忠岡町男女共同参画推進本部設置要綱・名簿
・忠岡町男女共同参画計画策定懇話会設置要綱・名簿
・用語解説

第1章
計画策定の背景

１．計画策定の目的

国では、1999 年（平成 11 年）６月に男女共同参画社会基本法を施行し、すべての人の人権が尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現に向けて施策を推進しています。

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています。

しかしながら、現在においても、男女の固定的な役割分担に関する国民の意識は根強く残っています。また、国際的な指標からみた日本の女性の地位や社会参画状況を示す水準は今もなお低く、就労の場や政策・方針決定の場、さらには家庭において、男女が対等な構成員として個性と能力を発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。

そこで、本町におきましても、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、国や府の関連計画の動向等も勘案しながら、男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進し、その実効性を確保するための「忠岡町男女共同参画計画」を策定いたします。

本町の現状を踏まえながら、家庭や地域、職場などのあらゆる分野において、男女がともにいきいきと輝いて喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

２．計画策定の背景

（1）国の動き

国においては、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国際社会における動きとも連動しつつ、男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。

1996 年（平成８年）には「男女共同参画 2000 年プラン」を策定、ついで 1999 年(平成 11 年)６月には、「男女共同参画社会基本法」を交付・施行しました。その中では、男女共同参画社会の実現を、21 世紀を迎えたわが国の社会にとっての最重要課題と位置づけています。

男女共同参画社会基本法に基づき、2000 年（平成 12 年）に「男女共同参画基本計画」を策定し、取り組みの方向性を明らかにするとともに、2001 年(平成 13 年)には、内閣府に男女共同参画会議が設置され、推進体制の強化が図られました。

「男女共同参画基本計画」は、2005 年（平成 17 年）の見直し(第２次計画)を経て、2010 年（平成 22 年）に第３次計画が策定され、女性の活躍による社会の活性化、男性や子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応等、昨今の社会情勢における新たな課題に対応した取り組みが進められています。

（２）府の動き

大阪府では、1981 年（昭和 56 年）の「女性の自立と参加を勧める大阪府行動計画」策定をはじめとして、1986 年（昭和 61 年）には、第２期行動計画として「21 世紀をめざす大阪府女性プラン」が策定され、1991 年（平成３年）には、「男女共同社会の実現をめざす大阪府第３期行動計画　女と男のジャンプ・プラン」を策定し、1997 年（平成９年）にはこれに大幅な改定を加えて「新　女と男のジャンプ・プラン」が策定されました。

1994 年（平成６年）には、男女共同参画社会形成に向けての拠点施設として大阪府女性総合センター（ドーンセンター）を開設し、1998 年（平成 10 年）には、「大阪府男女協働社会づくり審議会」（2002 年（平成 14 年）「大阪府男女共同参画審議会」に改称）を設置し、また大阪府と民間団体との幅広いネットワークづくりに向けて「大阪府男女協働推進連絡会議」（2001 年（平成 13 年）「大阪府男女共同参画推進連絡会議」に改称）を設置しました。

また、2001 年（平成 13 年）、男女共同参画社会基本法に基づく「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」を策定するとともに、2002 年（平成 14 年）には、府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現を目指す指針とする「大阪府男女共同参画推進条例」を施行し、2006 年（平成 18 年）には、大阪府男女共同参画計画の一部改訂を行いました。

2011 年（平成 23 年）には、●●●●。

（３）忠岡町の動き

忠岡町では、1993 年（平成５年）に教育委員会教育課に婦人政策課を設置し、女性が持てる能力を発揮できる社会の実現に向け、女性施策を推進してきました。

1998 年（平成 10 年）には、町長公室総務課人権平和室女性政策係となり、今後の女性政策を推進するための参考として、「男女平等に関する住民意識調査」を実施しました。

2007 年（平成 19 年）には、町長公室人権平和室人権平和係を設置し、男女共同参画の推進にあたってきました。2009 年（平成 21 年）に、本町における男女共同参画計画策定の基礎資料とするため、「住民意識調査」を実施しました。2010 年（平成 22 年）には、庁内推進体制を整備するために忠岡町男女共同参画推進本部を設置し、さらに、男女共同参画の推進に関し幅広い意見を求めるため、学識経験者や住民等からなる忠岡町男女共同参画計画策定懇話会を設置しました。

そして、2011 年（平成 23 年）に、男女がともに家庭や地域、職場などのあらゆる分野において、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、本町が取り組む行動指針として、「忠岡町男女共同参画計画」を策定しました。

３．計画の性格

計画については、男女平等社会の実現に向けた課題の整理とその取り組みの方向及び施策の内容を示すものとし、次に掲げることを基本に策定するものとします。

◆「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項に基づく本町における男女共同参画推進のための総合的な計画です。

◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画
本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」第２条の３第３項に基づく本町における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」とみなします。

◆住民の意見を反映させた計画
本計画は、忠岡町男女共同参画計画策定懇話会をはじめ、住民意識調査(平成 21 年実施)、パブリックコメント(平成 22 年 12 月実施予定)などによる住民の意見を反映させた計画です。

４．計画の期間

計画の期間は、2011 年度（平成 23 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの 10 年間とします。ただし、国内外情勢の動向や社会･経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

第2章
男女を取り巻く環境

１．少子・高齢化の進行

平成 13 年度以降の忠岡町の人口の推移をみると、平成 19 年まで緩やかな増加傾向がみられますが、その後はやや減少に転じています。（図表１-１）

年齢３区分別人口比率をみると、老年人口比率（65 歳以上）が年々増加し、平成 12 年には年少人口比率（０～14 歳）を上回り 16.7%、平成 17 年には 19.8%と、着実に高齢化が進行している状況がうかがえます。（図表１-２）

【図表１-１人口と世帯の推移】

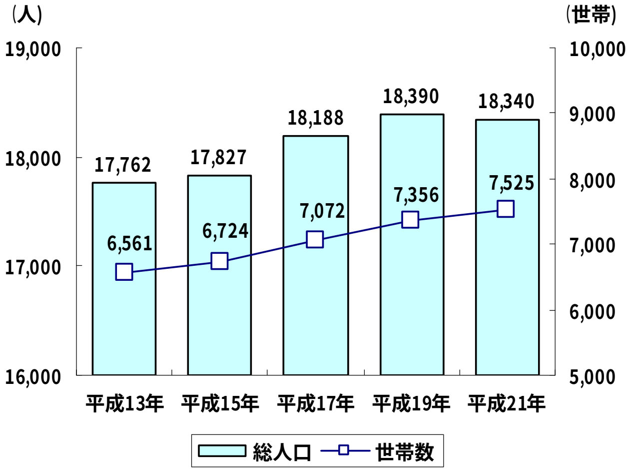

資料：住民基本台帳及び外国人登録（３月末現在）

【図表１-２年齢３区分別人口の推移】

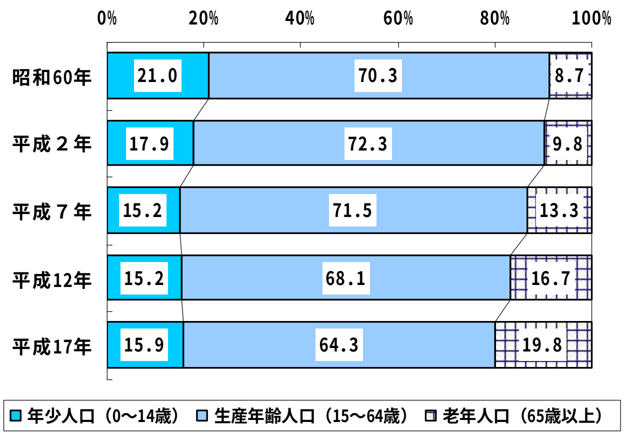

資料：国勢調査

また、合計特殊出生率（１人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）の推移をみると、大阪府、全国では減少傾向がみられますが、忠岡町では過去約 20 年間において同程度で推移し、比較的高い水準を維持しています。しかしながら、人口の維持に必要とされる合計特殊出生率 2.08 を大きく下回っており、今後も少子化が進行することが予測されます。（図表１-３）

【図表１-３合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移】

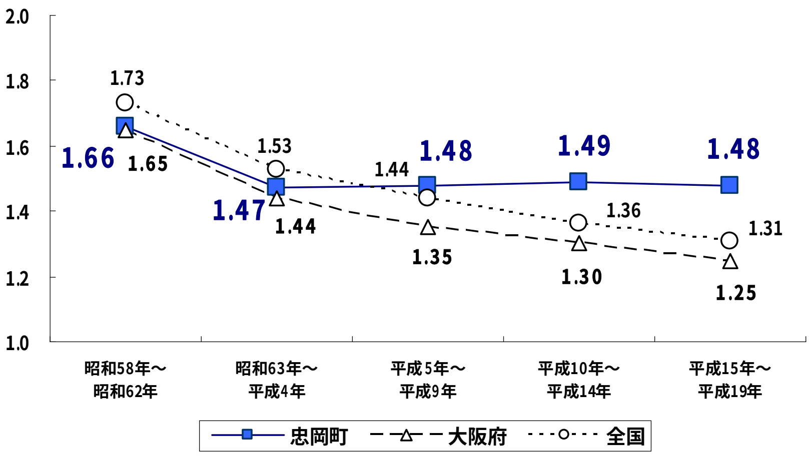

資料：人口動態統計特殊報告

『人口動態保健所・市区町村別統計』

２．家族・ライフスタイルの変化

世帯数が増加傾向にある一方で一世帯当たり人員は減少しており、核家族化や単身世帯化が進行していることがうかがえます。（図表２-１）

世帯類型別の構成比をみると、「親と子ども」世帯と「夫婦のみ」世帯を合わせた、核家族世帯の割合は７割弱にのぼり、大阪府、全国と比べて高く、母子世帯の割合も比較的高くなっています。（図表２-２）

【図表２-１世帯と１世帯当たりの世帯人員】

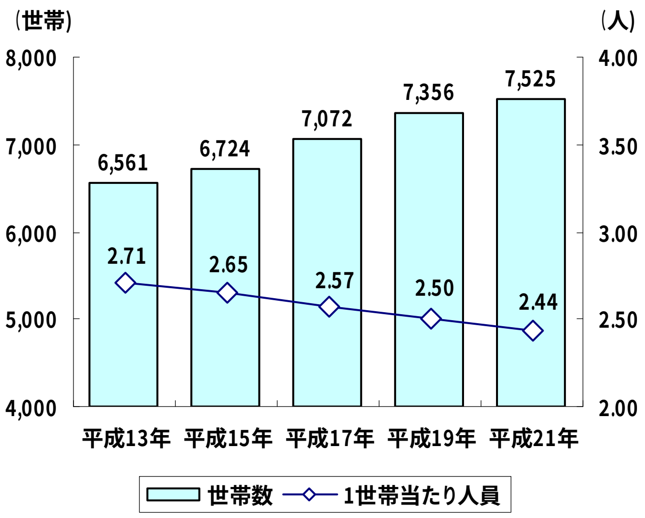

資料：住民基本台帳及び外国人登録（３月末現在）

【図表２-２世帯類型別構成比】

(世帯、%)

		忠岡町	大阪府	全国
ひとり暮らし		21.2%	32.1%	29.5%
夫婦のみ		20.9%	19.6%	19.6%
親と子ども		45.7%	40.7%	38.2%
内訳	母子世帯	2.3%	2.0%	1.5%
	父子世帯	0.2%	0.2%	0.2%
その他の親族		11.8%	6.9%	12.1%
非親族		0.5%	0.6%	0.5%
合　計 (世帯)		6,274	3,590,593	49,062,530

資料：平成 17 年国勢調査

平成 12 年以降の婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は減少傾向にある一方、離婚件数は、年によってばらつきがあるものの、やや増加傾向がみられます。（図表２-３）

【図表２-３婚姻・離婚の推移】

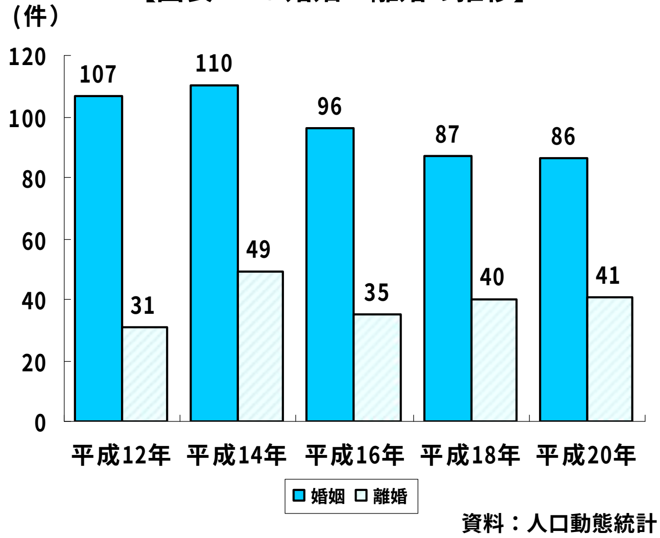

資料：人口動態統計

３．経済・就業の状況

忠岡町の女性の年齢階層別労働力率をみると、子育て期にあたる30代前半を底辺とし、その後上昇する『M字カーブ』を描き、ほとんどの年代で全国平均を下回っています。特に、30代前半の落ち込みが激しく、出産、子育てに際して、離職する女性が多いことがうかがえます。（図表３-１）

【図表３-１年齢階層別労働力率】

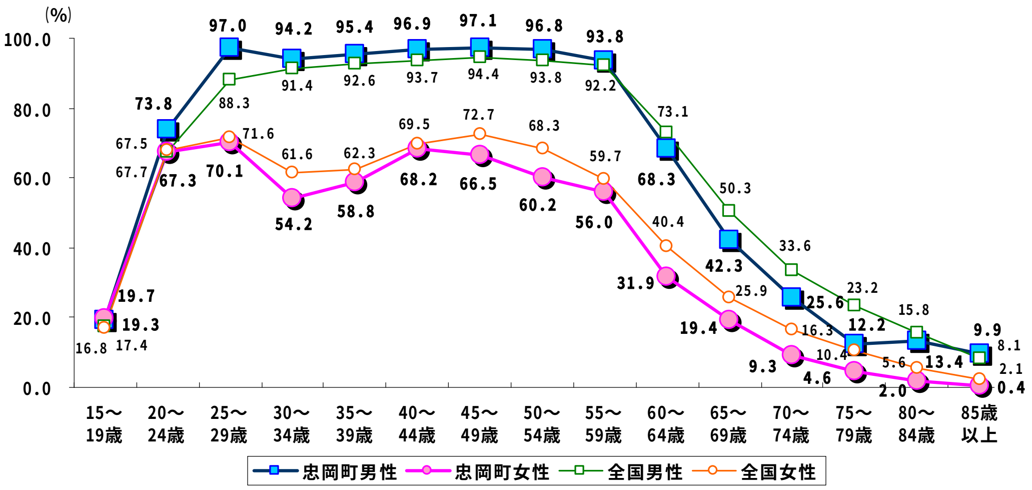

資料：平成17年国勢調査

性別賃金額の推移をみると、女性の賃金がやや増加していますが、未だに10万円以上、男性の賃金が高く、格差は依然大きく開いています。（図表３-２）

【図表３-３性別　賃金額の推移】

(千円)

	平成17年度			平成19年度			平成21年度		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
大阪府	302.3	366.5	237.7	308.9	360.4	241.7	319.8	352.3	250.4
全国	302.0	337.8	222.5	301.1	336.7	225.2	294.5	326.8	228.0

資料：厚生労働省『賃金構造基本統計調査』

４．政策・方針決定過程への男女共同参画状況

日本は人間開発の達成度を示す『ＨＤＩ』は 182 か国中 10 位と上位に位置しているのに対し、政治及び経済活動への女性の参画を示す『ＧＥＭ』は 109 か国中 57 位と、先進国の中でも特に低い順位となっており、日本はＨＤＩの順位に比べ、ＧＥＭの順位が大幅に低くなっています。日本では、基本的な能力の開発は進んでいるものの、女性が能力を発揮する機会が十分でないといえます。（図表４-１）

忠岡町の附属機関（審議会等）、行政委員会、町管理職員の女性割合についても、いずれも２割程度で推移しており、町制における女性の参画率は十分ではありません。（図表４-２）

【図表４-１ＨＤＩ、ＧＥＭの国際比較】

(1) HDI (人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.971
2	オーストラリア	0.970
3	アイスランド	0.969
4	カナダ	0.966
5	アイルランド	0.965
6	オランダ	0.964
7	スウェーデン	0.958
8	フランス	0.961
9	スイス	0.960
10	日本	0.960

(2) GEM (ジェンダー･エンパワーメント指数)

順位	国名	GEM値
1	スウェーデン	0.909
2	ノルウェー	0.906
3	フィンランド	0.902
4	デンマーク	0.896
5	オランダ	0.882
6	ベルギー	0.874
7	オーストラリア	0.870
8	アイスランド	0.859
9	ドイツ	0.852
	⋮	
57	日本	0.567

資料：内閣府男女共同参画局（平成 21 年）

＊HDI：平均寿命、教育水準、国民所得を用いて算出
＊GEM：女性の所得、専門職、行政職、管理職及び国会議員に占める女性の割合を用いて算出

【図表４-２町政における女性割合】

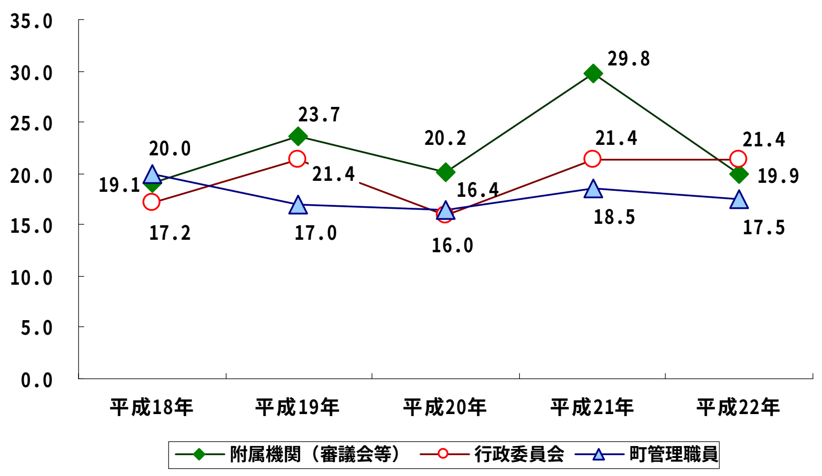

資料：忠岡町秘書室

第3章
計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念

「●●●●●●●●●●●」を本計画の基本理念とし、一人ひとりがお互いを認め、それぞれの個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本理念

●●●●●●●●●●●

案１	人権が尊重され　男女共同参画社会を実現するまち　ただおか
案２	一人ひとりの個性が輝く　男女共同参画のまちづくり
案３	思いやりと個性を大切に　男女が共に輝くまち　ただおか
案４	みんなで築く　誰もが活躍できるまち　ただおか
案５	みんなが主役のまち　ただおか

差し替え分

２．計画の基本目標

計画の基本理念である「●●●●●●●●●●●」の実現に向け、次の５つの基本目標を掲げ、計画を体系的に推進します。

基本目標Ⅰ．男女共同参画の意識づくり

「女はこうあるべき」「男はこうあるべき」と性別によって決めつける考え方は、人生における選択の幅を狭め、その人らしい生き方を妨げていくことにつながります。固定的な性別役割分担意識を前提とした社会制度や慣習を見直し、男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

また、男女共同参画や人権に関する意識づくりにおいて、教育や学習の果たす役割は重要です。家庭・職場・学校・地域のいずれの場においても、生涯にわたり男女の区別なく主体的で多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に基づく教育・学習機会の充実に取り組みます。

基本目標Ⅱ．男女がともに社会参画できる地域づくり

あらゆる世代の男女が、社会を構成する一員として、さまざまな分野で個性と能力を発揮し、性別に関わりなく、活躍できる社会が求められています。

多様な立場の人が、得た経験や知恵を社会に活かせるよう、政策・方針決定過程への男女のバランスがとれた参画を促進していきます。

また、地域社会は、福祉、環境、教育、安全などの多くの課題をそこに住む住民が協力して解決する場として大切な役割を担っています。男女がともに地域のさまざまな事柄に関心を向け、主体的に地域活動やボランティア等に参画することは、地域のコミュニティーを強化し、住民力の向上につながります。多様な視点からの活動が活発に繰り広げられるよう、男女共同参画の視点から地域活動を支援し、住民力の向上を目指します。

基本目標Ⅲ．男女の人権が尊重される社会づくり

男女平等を確立するためには、男女が等しく個人として尊重される関係を築くことが前提です。身体的、精神的暴力は、人権を侵害するものであり、被害を受けた人に深刻な影響を与える重大な問題です。男女間の暴力の背景には、経済的格差、置かれている社会環境や差別意識による社会的・構造的問題があると考えられます。また、固定的な性別役割分担意識などから、高齢者や障害がある女性、日本で働き生活する外国人女性等は、より一層自立や多様な生き方が阻まれることが少なくありません。さらに、性同一性障害をもつ人や、その他多様な性をもつ人々に対する理解不足から、偏見や差別が存在しています。性別にかかわらず、一人ひとりが互いの人権や個性、能力を尊重し合う対等な関係を築き、人権が守られる社会の実現を目指

します。
また、男女には身体的な特徴や置かれている社会環境の差により、健康面で異なる課題に直面します。男女が互いの性や身体について十分に理解し合い、相手に思いやりを持てる社会を目指します。

基本目標Ⅳ．仕事や生活において男女がいきいきと過ごせる環境づくり

男女雇用機会均等法や労働基準法などが改正され、女性が働き続けるための環境や法制度は徐々に整備されつつありますが、実際にはまだまだ男性中心のしくみや風土が根強く残っています。雇用主をはじめ就労者に対して、職場における男女平等や女性の能力活用についての理解を促すとともに、女性労働者自らが仕事に対する意欲や能力の向上に資する施策を進めることが重要です。
また、男性と女性が、職場でも家庭でも、互いに充実感を感じて生活していくためには、仕事と生活のバランスのとれた生き方が必要です。男女ともに長時間労働をなくし、各種休暇制度が取得しやすい環境を整備するなど、仕事も生活の大切にできる社会を構築することが必要です。

基本目標Ⅴ．男女共同参画の視点に立った福祉の充実

働く女性が増えているにもかかわらず、依然として子育てや介護の役割は女性に偏り、母親の子育てに対する不安や負担感が大きくなっています。また、ひとり親家庭も増加し、子育てにおける精神的・経済的負担を抱える母子・父子家庭が増えていることも課題です。社会全体で子育て中の親を支え、子育てに夢を持てる環境をつくる必要があります。
また、高齢化社会の進展に伴い、高齢者や障がいのある人が同じ社会の一員として参画する機会を積極的に設け、いきいきとした生活を過ごせるような社会づくりの重要性が増しています。高齢者、障害者福祉を充実させるとともに、固定的な性別役割分担意識から、女性が主に担っていた高齢者・障害者介護の負担を軽減し、忠岡町の誰もが安心して心豊かに暮らせるような地域づくりを目指します。

３．計画の体系

基本目標	基本方針	基本施策
Ⅰ．男女共同参画の意識づくり	１．男女共同参画を阻む意識・慣行の見直し	①社会制度・慣行の見直し ②あらゆる機会における啓発、広報の推進 ③男女共同参画に関する情報の収集、発信の推進
	２．男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①学校・幼稚園・保育所における男女平等教育の推進 ②家庭における男女平等に関する教育・学習の推進 ③男女ともに自己実現のできる生涯学習の充実
Ⅱ．男女がともに社会参画できる地域づくり	１．政策・方針決定過程への男女の均等な参画の促進	①各種審議会、町職員管理職等への女性登用促進 ②人材育成の推進
	２．地域における男女共同参画の推進	①男女共同参画で取り組む地域活動 ②自発的な地域サークル活動の支援
Ⅲ．男女の人権が尊重される社会づくり	１．男女間のあらゆる暴力の根絶	①ＤＶ防止への取り組みと相談体制の充実 ②ＤＶ被害者等の保護と支援体制の充実 ③セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
	２．多様な生き方を支えあう人権文化の創造	①高齢者、障害者、在住外国人等が抱える生活困難に潜む男女共同参画の課題への対応 ②多様な性のあり方を認め合う意識づくりの推進
	３．生涯を通じた心身の健康づくり	①性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理念の普及 ②男女のライフステージに応じた健康支援の充実

Ⅳ．仕事や生活においてて男女がいきいきと過ごせる環境づくり	１．働く場における男女共同参画の推進	①男女の均等な機会と待遇の確保 ②農林業、商工業など自営業における男女共同参画の推進 ③女性の就職や起業等のチャレンジ支援の充実
	２．仕事と生活の調和（ワーク･ライフ・バランス）の推進	①企業等における両立支援の促進 ②仕事と子育て･介護の両立支援サービスの充実 ③男女が家庭･地域に参画する機運向上の取り組み
Ｖ．男女共同参画の視点に立った福祉の充実	１．多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実	①子育て支援の充実 ②ひとり親家庭等に対する支援の充実 ③児童虐待防止対策の充実
	２．高齢者・障害者等、誰もがいきいきと暮らせる環境の整備	①高齢者・障害者福祉サービスの充実 ②高齢者・障害者の社会参加の促進 ③ひとにやさしいまちづくりの推進

第4章
施　策　展　開

基本目標Ⅰ

男女共同参画の意識づくり

基本方針１　男女共同参画を阻む意識・慣行の見直し

現状と課題

男女共同参画社会を実現するには、住民一人ひとりが男女共同参画についての理解と意識を持つことが重要ですが、固定的な性別役割分担意識や、それを反映した社会制度、慣行が今も根強く残っており、このことが男女それぞれの個性や能力を発揮する機会を狭め、男女共同参画社会の実現を妨げる要因となっています。

住民意識調査の結果によると、男女が平等になるために最も重要なこととして、「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」、「男性の意識改革」と回答した割合が上位にあがっており、男女共同参画の意識づくりが求められています。

家庭や地域、職場、学校などあらゆる分野で、性別役割分担などを反映した制度、慣行、しきたりなどを見直し、性別にとらわれず個人の能力が発揮できる社会を実現できるよう、あらゆる媒体を通じた広報・啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

【男女が平等になるために最も重要なこと】

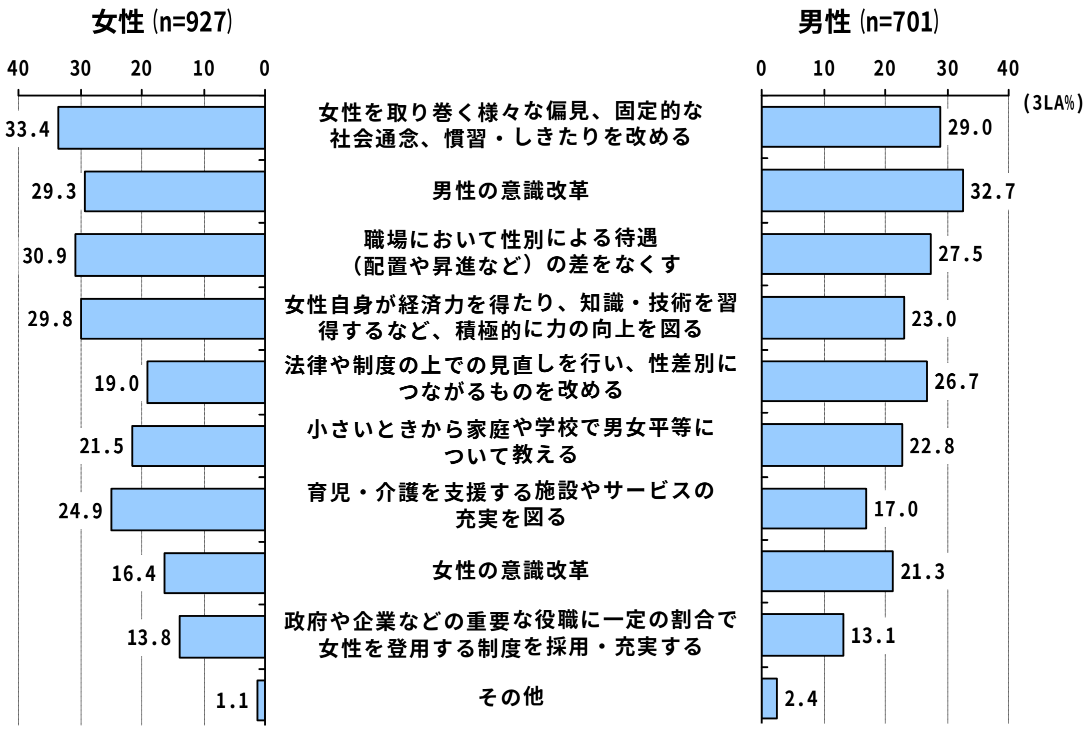

資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

＜以下、「基本施策」挿入予定＞

①社会制度・慣行の見直し

具体的施策	内容	担当課

②あらゆる機会における啓発、広報の推進

具体的施策	内容	担当課

③男女共同参画に関する情報の収集、発信の推進

具体的施策	内容	担当課

基本方針２　　男女共同参画を推進する教育・学習の充実

現状と課題

人の意識や価値観は、幼少の頃から家庭や学校、地域などのあらゆる環境の影響を受けています。男女共同参画の意識を育てるために、家庭、学校、地域における男女平等の教育や学習の果たす役割は重要です。特に、幼少期における男女共同参画の視点に立った教育は、人格形成に大きな影響をあたえ、男女平等意識が形成されるだけではなく、人権尊重の意識を育むことができます。

住民意識調査の結果によると、子どもの教育方針について、「性別にこだわらず子どもの個性を伸ばす方がよい」に肯定的な意見が大半を占める一方で、「女の子は女らしく、男の子は男らしくしつけるのがよい」に肯定的な意見も同様に大半を占めています。

性別にとらわれず多様な生き方を選択できる社会の実現を目指し、子ども達への男女平等教育を推進するとともに、あらゆる年齢層の人々が生涯にわたり、「いつでも」「どこでも」学べる学習機会の充実を図る必要があります。

【子どもの教育方針についての考え】

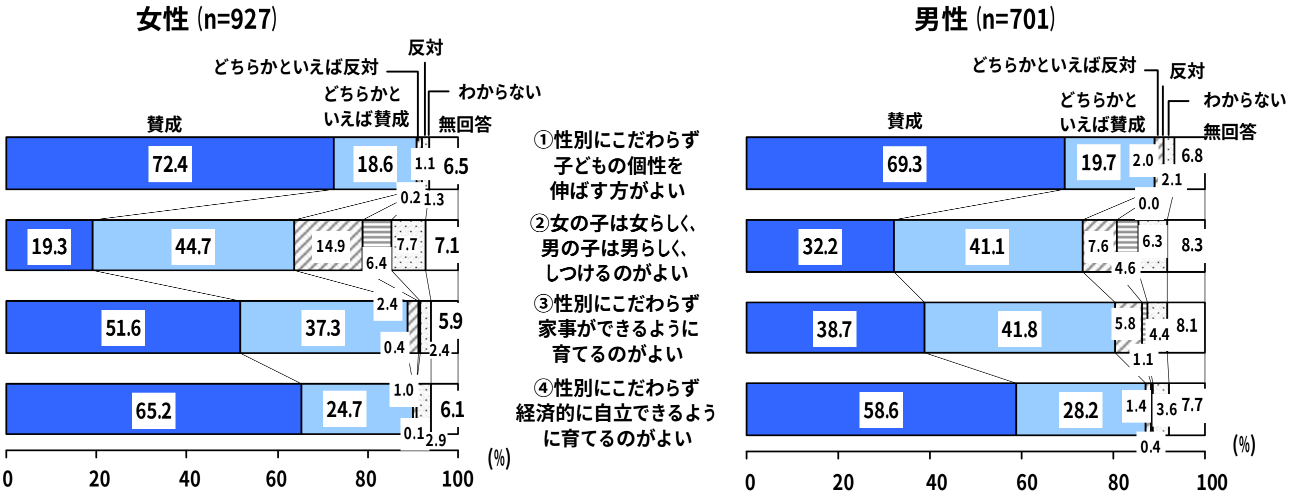

資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

＜以下、「基本施策」挿入予定＞

①学校・幼稚園・保育所における男女平等教育の推進

具体的施策	内容	担当課

②家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

具体的施策	内容	担当課

③男女ともに自己実現のできる生涯学習の充実

具体的施策	内容	担当課

基本目標Ⅱ　男女がともに社会参画できる地域づくり

基本方針１　政策・方針決定過程への男女の均等な参画の促進

現状と課題

　男女共同参画による活力ある社会の実現のためには、男女がともに政治や職場、地域社会などあらゆる分野に参画することが必要です。

　しかし、政策・方針決定過程への女性の参画はなかなか進んでいない現状があります。忠岡町の審議会における女性の割合は29.8%、委員会では21.4%、職員の管理職登用における女性の割合は18.5%となっており、町政において女性が能力を発揮する機会は十分とはいえません。

　男女がともに社会のあらゆる分野に参画することができるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を積極的に促進するとともに、人材育成に取り組み、女性自身の意欲・関心、能力の向上を図ることが必要です。

【町政への男女共同参画の状況】

	総人数	男性人数	女性人数	女性参画率
審議会委員数	178	125	53	29.8%
委員会委員数	28	22	6	21.4%
町管理職員	54	44	10	18.5%

資料：男女共同参画局（平成21年）

＜以下、「基本施策」挿入予定＞

①各種審議会、町職員管理職等への女性登用促進

具体的施策	内容	担当課

②人材育成の推進

具体的施策	内容	担当課

基本方針２	地域における男女共同参画の推進

現状と課題

核家族化や地域のつながりが希薄化する中、福祉、環境、教育、安全などの地域の課題は複雑化しており、性別にかかわらず、多様な住民が協力して、課題解決に取り組む活力ある地域づくりがますます重要になっています。

住民意識調査の結果によると、地域活動の場での男女平等感についての項目では、「男性のほうが優遇されている（「非常に」と「どちらかといえば」の計）」の割合が、女性で３割弱と比較的高くなっています。地域を支える各種活動に参加している女性は多く、大きな役割を果たしている一方で、組織の代表や役員を務める立場には男性が就くという慣行が根強く残っている状況も見うけられます。また、仕事を中心とした生活を送ってきた男性の多くは、地域活動などに参加する機会が少ないことも課題です。

地域社会における男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれず、男女がともに地域の事柄に関心を向け、誰もが様々な活動に参加できる社会環境づくりを進めていくことが必要です。

【地域活動の場での男女平等感】

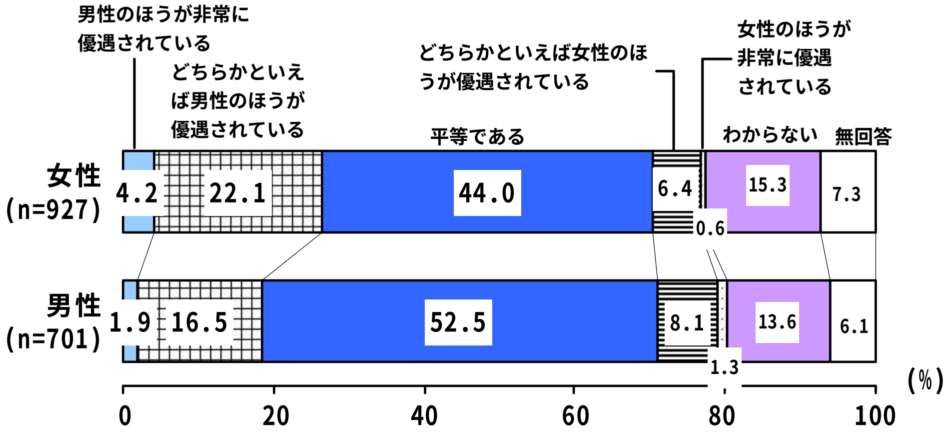

資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

＜以下、「基本施策」挿入予定＞

①男女共同参画で取り組む地域活動

具体的施策	内容	担当課

②自発的な地域サークル活動の支援

具体的施策	内容	担当課

基本目標Ⅲ

男女の人権が尊重される社会づくり

基本方針１　男女間のあらゆる暴力の根絶

現状と課題

　男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの性別に起因する問題は、重大な人権侵害であるとともに男女共同参画社会の推進を妨げる大きな課題です。しかし、これらは個人的、家庭内、職場内の問題としてこれまで捉えられることが多く、問題が表面化しにくい傾向がありました。

　住民意識調査の結果によると、女性の人権が尊重されていないと感じることとして、「夫やパートナーからの暴力」、「職場や学校等におけるセクシュアル・ハラスメント」も上位項目としてあがっています。

　これらの問題の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や上下関係など、男女の置かれている状況に根ざした社会的、構造的問題があります。

　こうした問題の解消を目指すとともに、あらゆる暴力を許さない意識の啓発や、相談体制・関係機関の連携を強化し被害者保護を推進します。

【女性の人権が尊重されていないと感じること】

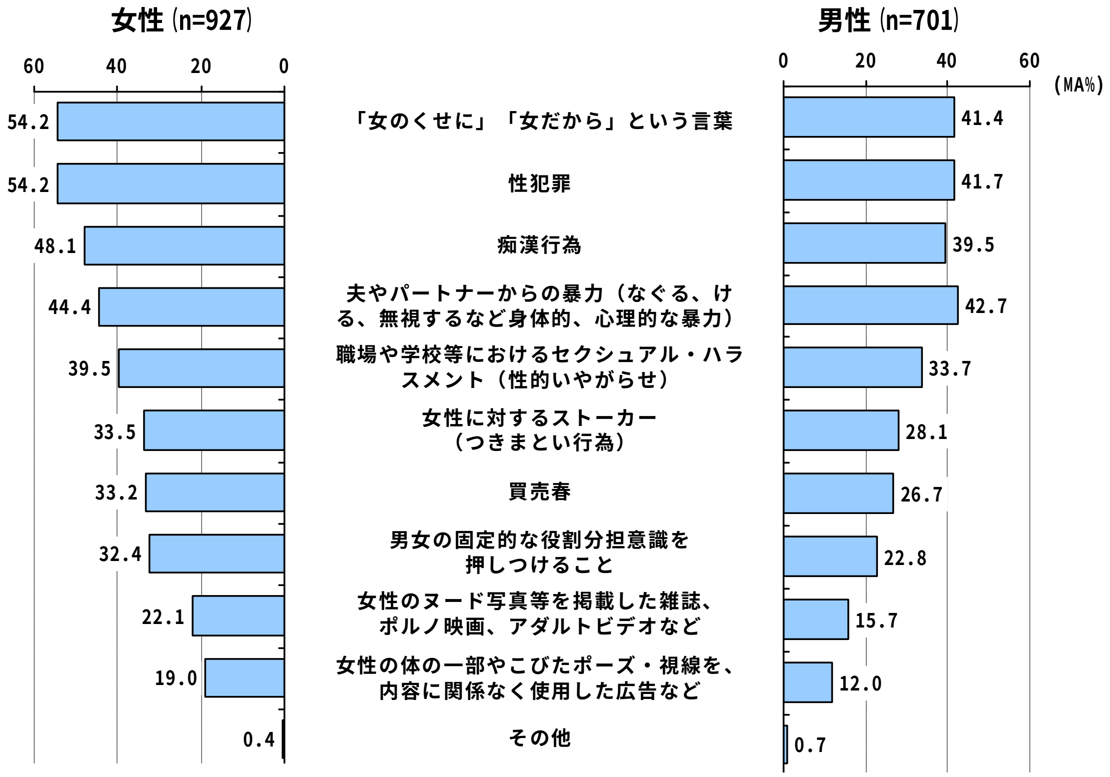

資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

＜以下、「基本施策」挿入予定＞

①ＤＶ防止への取り組みと相談体制の充実

具体的施策	内容	担当課

②ＤＶ被害者等の保護と支援体制の充実

具体的施策	内容	担当課

③セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

具体的施策	内容	担当課

基本方針２　多様な生き方を支えあう人権文化の創造

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、性別及び年齢、国籍、健康状態にかかわらず、誰もが社会の重要な一員として参画できる環境づくりが必要です。

しかしながら、高齢者や障害がある女性、日本で働き生活する外国人女性等は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があり、性別や固定的な性別役割分担意識などから、より一層自立や多様な生き方が阻まれることが少なくありません。近年、町内の在住外国人が増加するなか、人権を保障し、お互いの文化や生活習慣の違いを認め合う意識の向上がますます層重要になっています。

また、性同一性障害をもつ人や、その他多様な性をもつ人の人権についても配慮し、誰もが個性と能力を発揮するための環境づくりが必要です。

多様性を認め合う感性を養うことで、互いの人権を尊重し、支え合い、誰もが社会参画できる活気ある地域づくりを目指します。

【国籍別外国人登録人口】

(人)

国籍	男性	女性	全体	国籍	男性	女性	全体
韓国	187	214	401	ロシア連邦	1	1	2
ブラジル	39	40	79	米国	1	1	2
中国	19	43	62	オーストラリア	1	0	1
インドネシア	29	0	29	メキシコ	0	1	1
朝鮮	10	8	18	スペイン	1	0	1
フィリピン	4	6	10	タイ	0	1	1
ペルー	3	1	4	英国	1	0	1
ヴェトナム	4	0	4	合計	295	312	607

資料：忠岡町外国人登録国籍別世帯人口統計表

＜以下、「基本施策」挿入予定＞

①高齢者、障害者、在住外国人等が抱える生活困難に潜む男女共同参画の課題への対応

具体的施策	内容	担当課

②多様な性のあり方を認め合う意識づくりの推進

具体的施策	内容	担当課

基本方針３　生涯を通じた心身の健康づくり

現状と課題

男女がともに、お互いの身体的特質を理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って、健康で安心して豊かに暮らせる生活環境は、男女共同参画社会の形成において大変重要です。

女性に関しては妊娠・出産期といった、男性とは異なる健康上の課題があります。一方、男性においては仕事中心の生活から、過度のストレスに悩まされたり、うつ病患者や自殺者が増加するなどの健康上の深刻な問題がみられます。

男女が互いに身体の特徴を十分に理解し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりが求められています。男女がともに生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、性差に配慮した各種健康診断や医療の実施、心身の健康について正確な知識と情報の提供など、住民一人ひとりの健康づくりへの支援を充実させることが重要です。

【健康診断受診状況】

内　容		対象年齢	受診者数（人）	受診率（%）
4ヶ月児健診		生後4ヶ月児	171	98.8
乳児後期健診		生後9～11ヶ月児	161	93.1
1歳6ヶ月児健診		1歳6ヶ月児	167	100.0
3歳6ヶ月児健診		3歳6ヶ月児	161	89.4
2歳6ヶ月児健診		2歳6.7ヶ月児	150	86.7
一般健診		30歳以上 (生活保護受給者)	89	3.8
特定健診		40歳以上	763	23.5
肝炎ウイルス検査		40歳	35	15.9
胃がん検診		40歳以上	218	3.7
大腸がん検診		40歳以上	370	6.5
肺がん検診･結核検診		40歳以上	234	3.9
前立腺がん検診		50歳以上男性	92	2.7
骨粗しょう症検診		30歳以上	175	2.6
子宮がん検診（頸部）		20歳以上女性	631	14.8
子宮がん検診（頸部･体部）		20歳以上女性	197	算出なし
乳がん検診	マンモグラフィ	40歳以上女性	406	12.9
	エコー	30～39歳女性	166	11.6

資料：忠岡町すこやか推進課、忠岡町保険課（平成21年度）

＜以下、「基本施策」挿入予定＞

①性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理念の普及

具体的施策	内容	担当課

②男女のライフステージに応じた健康支援の充実

具体的施策	内容	担当課

基本目標Ⅳ

仕事や生活において
男女がいきいきと過ごせる環境づくり

基本方針１　働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

働くことは、経済的自立の手段として不可欠であるばかりでなく、自己実現の手段でもあります。国においては、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の改正やパートタイム労働法の制定により、男女間の差別をなくすための法令の整備が進められてきており、女性の就業者も増加しています。

しかし、住民意識調査の結果によると、職場での男女平等感についての項目では、依然として「男性のほうが優遇されている（「非常に」と「どちらかといえば」の計）」と感じている割合が半数以上を占めており、法整備は進んでいるものの、実状はまだまだ課題が多いようです。

職場における男女共同参画の推進は、女性の能力・地位向上に資するだけではなく、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、企業の活性化につながります。

関係法の周知・啓発、企業への働きかけなどの就労環境の整備を図る必要があります。また、農林漁業、商工業などの自営業における男女共同参画についても推進が必要です。

【職場での男女平等感】

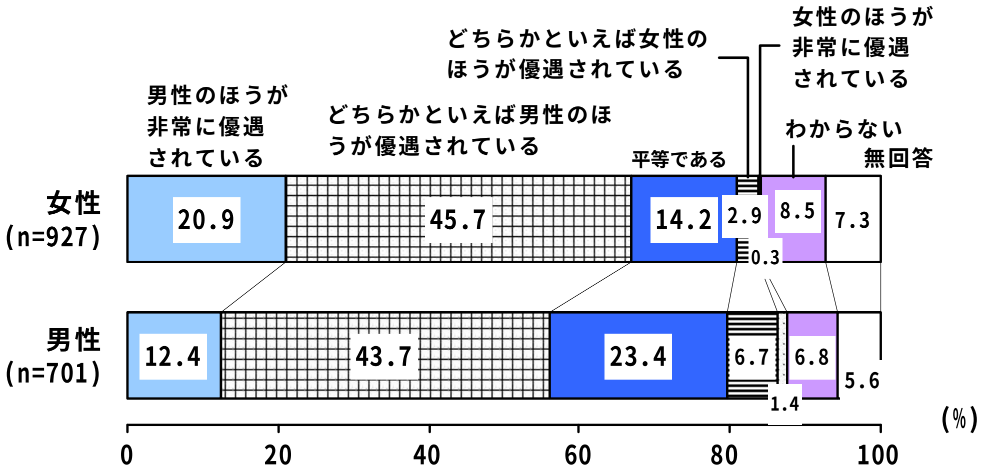

資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

＜以下、「基本施策」挿入予定＞

①男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策	内容	担当課

②農林業、商工業など自営業における男女共同参画の推進

具体的施策	内容	担当課

③女性の就職や起業等のチャレンジ支援の充実

具体的施策	内容	担当課

基本方針２　仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）の推進

現状と課題

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとることができる環境整備が重要です。

女性の就労が進み、結婚後も働きながら妊娠・出産を経験する女性が増えている一方で、家事をはじめ子育て、介護の多くを女性が担っているのが現状となっており、女性が継続して働くことや、積極的に社会の活動に参画していくことが難しい状況にあります。また、家事や子育て等に積極的に取り組みたいと考えている男性もおり、従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから、仕事･家庭･地域のバランスがとれたライフスタイルへの転換が求められています。

男女がともにやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知するとともに、実現に向けた環境の整備を図ることが重要です。

【男性が家事、子育て等に参加していくために必要なこと】

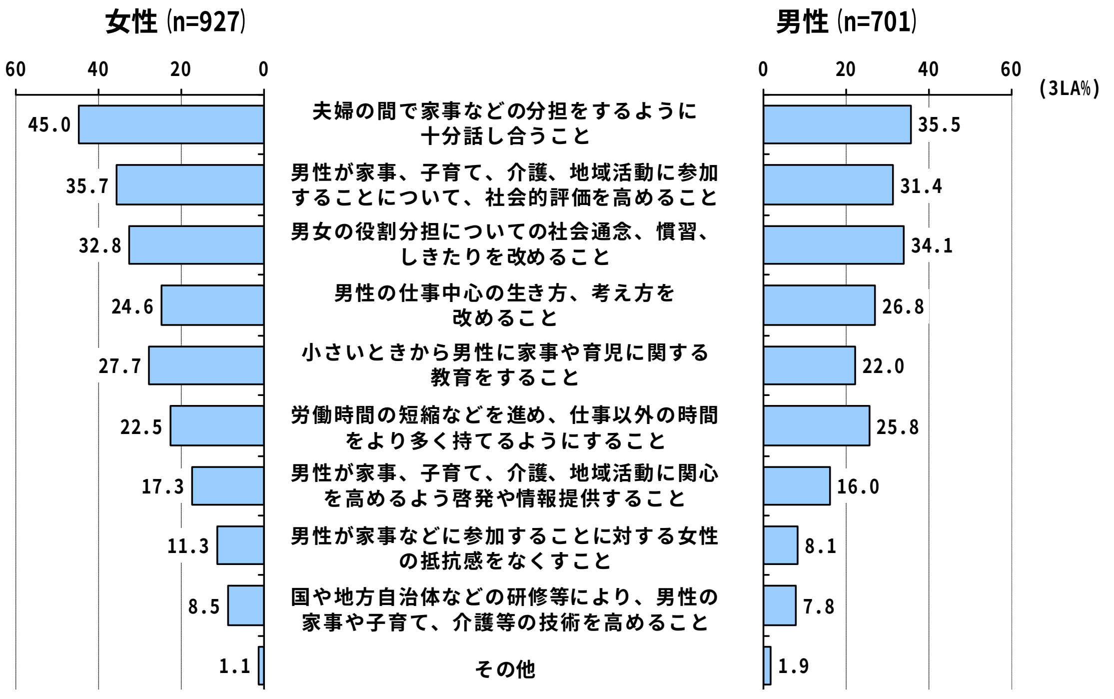

資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

＜以下、「基本施策」挿入予定＞

①企業等における両立支援の促進

具体的施策	内容	担当課

②仕事と子育て・介護の両立支援サービスの充実

具体的施策	内容	担当課

③男女が家庭・地域に参画する機運向上の取り組み

具体的施策	内容	担当課

基本目標Ⅴ

男女共同参画の視点に立った福祉の充実

基本方針１　多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実

現状と課題

女性就労者の増加に伴い、子どもを持つ女性が安心して働くことが出来る条件として、子育てを社会的に支援することがますます重要な課題となっています。

住民意識調査の結果によると、男女共同参画を推進するために町が取り組むべきこととして、「男女がともに働きながら両立できるよう、育児や介護のための施設やサービスを充実する」という意見が最も多く、女性では約６割にのぼっています。

また、核家族世帯やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより、育児の援助を身近に求めることが難しく、子育てに関して不安や困難を抱えている保護者も少なくありません。また、周囲から被害が見えにくい児童虐待についても近年増加が指摘されており、発生の予防と児童の保護に努めることが喫緊の課題となっています。

多様なライフスタイルに応じた子育て支援を充実させ、誰もが安心して、働き、子育てできる地域づくりを推進する必要があります。

【男女共同参画を推進するために町が取り組むべきこと】

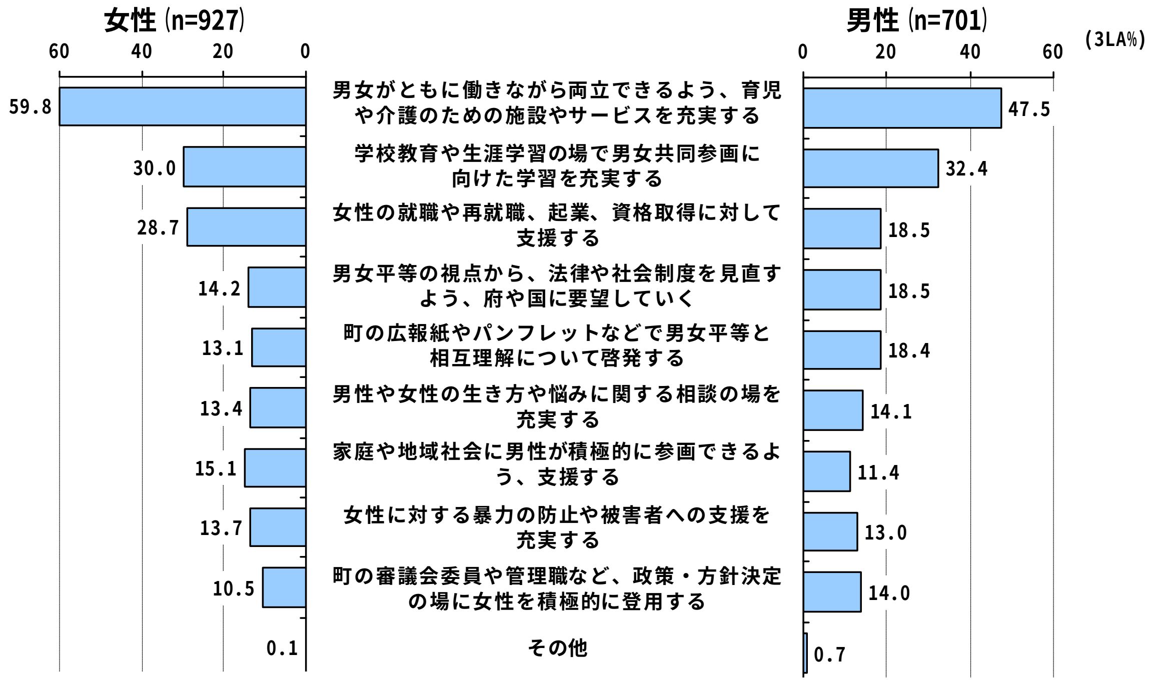

資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

＜以下、「基本施策」挿入予定＞

①子育て支援の充実

具体的施策	内容	担当課

②ひとり親家庭等に対する支援の充実

具体的施策	内容	担当課

③児童虐待防止対策の充実

具体的施策	内容	担当課

基本方針２　高齢者・障害者等、誰もがいきいきと暮らせる環境の整備

現状と課題

高齢化が進む忠岡町では、高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくりがますます重要になってきます。

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、家族を取り巻く状況は大きく変化しています。そのため、介護などの家族的責任を男女が共に担っていくことが、ますます重要です。

住民意識調査の結果によると、希望する介護方法として、「ホームヘルパーやデイサービス等を利用しながら主に自宅で介護してもらいたい」という意見が男女ともに最も多くなっており、高齢者福祉サービスの充実とともに、固定的な性別役割意識により、女性に集中している高齢者・障害者介護の負担軽減にも取り組むことが重要です。

年齢、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って生活できるよう、男女共同参画の視点に立った各種介護支援・医療体制の充実や、ユニバーサルデザイン等の誰もが住みよい環境の整備に努める必要があります。

【希望する介護方法】

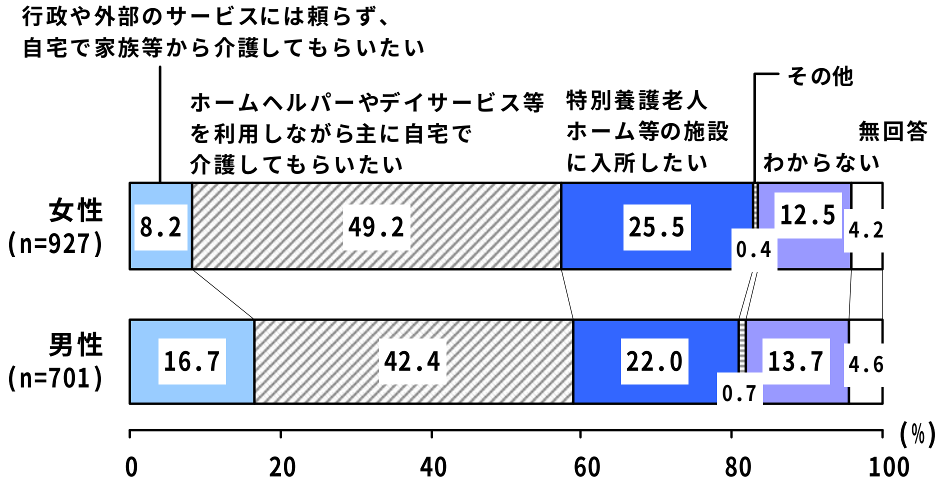

資料：平成 21 年度男女共同参画に関する住民意識調査

＜以下、「基本施策」挿入予定＞

①高齢者・障害者福祉サービスの充実

具体的施策	内容	担当課

②高齢者・障害者の社会参加の促進

具体的施策	内容	担当課

③ひとにやさしいまちづくりの推進

具体的施策	内容	担当課